

初版	令和2年3月 3日
改定	令和4年3月23日
改定	令和5年2月 1日
改定	令和6年3月 8日
改定	令和6年9月27日
改定	令和7年2月20日
改定	令和8年3月20日

労働者派遣法第30条の4第1項の
規定に基づく労使協定

株式会社 札総（以下「甲」という）と札総労働者代表（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条（対象となる派遣労働者の範囲）

1項） 本協定は、対象となる派遣労働者との労働契約においてその期間長短によらず、甲と労働者派遣取引契約を締結した派遣先に派遣され指揮命令を受けて以下に掲げる職務に従事する派遣労働者（以下「協定対象労働者」という）に適用する。なお協定期間中に対象となる職種に変更があった場合は、覚書により本協定に追加削除する。

第5回改定 厚生労働省編 職業分類表（2022年12月発行）にて各区分の『中分類』に分類される以下の職種職業とする（括弧内職種は当該区分に属する代表的な小分類の職種である）

- 「010」 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）（01004 システム運用管理、01005 ITヘルプデスク）
- 「034」 一般事務・秘書・受付の職業（03401 一般事務、03402 秘書、03403 受付・案内）
- 「036」 電話・インターネットによる応接事務の職（03601 コールセンタオペレーター、03602 テレアポ、03603 その他の電話応接事務）
- 「039」 生産関連事務の職業（03901 生産現場事務、03902 出荷・受荷係り事務）
- 「043」 コンピューター等事務用機器操作の職業（04301 パソコン操作員、HP関連事務員、04302 データ入力員・その他PC等事務用機器操作員）
- 「048」 営業の職業（04801 飲食料品営業員、04803 医薬品営業員、04806 通信・情報システム営業員、04810 建設工事営業員）
- 「057」 居住施設・ビル管理の職業（05703 ビル管理人、05704 駐車場・駐輪場管理人）
- 「063」 その他の保安の職業（06399 他に分類されない保安職業）

2項） 協定対象労働者は派遣労働の特質上「派遣先の変更」「担当職務の変更」などの頻度が高いことから、「中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ」等の目的のため、派遣先または担当職務の変更によらず当社における職種別・職務等級別に必要とされる業務知識・スキルおよび従事する職務の業務内容・権限・責任の程度により、賃金等級が決定され継続・安定した待遇となるよう本労使協定の対象とする。

3項） 原則として甲は、対象労働者について、一つの労働契約の契約期間中に、合理的な事由及び対象労働者の同意なく、対象労働者を協定の対象から本協定の適用を除外しない。

第2条（賃金構成）

対象労働者の賃金は原則として「時給制」とし、以下の種類とする。

- ① 基本賃金（基本時給および賞与相当時給） ※以下、基本賃金という
- ② 割増賃金（時間外労働・休日労働・深夜労働）
- ③ その他手当（職務手当、調整手当等）
- ④ 通勤手当
- ⑤ 退職手当

I. 派遣社員の賃金の比較対象となる「平均的な賃金額」について

第3条 (一般の労働者の平均的賃金額の決定方法)

- 1項) . 対象労働者の基本賃金および手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額」は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。
- (一) . 比較対象の「同種の業務に従事する一般労働者の平均的賃金額」は、適用年度の前年8月下旬に厚生労働省・職業安定局より発出する「局長通達」で示される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(局長通達 別添2)に記載され、該当する各職種別の「中分類」に示される額を基として、本協定 別表(1)「協定対象派遣社員の基本賃金テーブル(職種・職務等級別)」の「①. 厚労省 局長通達 職業安定業務統計(別添2)より」に記載する。
 - (二) . 地域調整については、派遣取引先所在地・派遣労働に従事する場所が北海道内に限られることから、当該年度の局長通達 別添3に定める「都道府県別地域指数；北海道」を適用する。
 - (三) . 割増手当(時間外労働・深夜労働・休日労働)については、基本賃金および手当とは分離し、本協定第5条のとおりとする。
 - (四) . 通勤手当は基本賃金とは分離し、本協定第6条のとおりとする。
 - (五) . 退職手当は基本賃金とは分離し、本協定第7条のとおりとする。

II. 派遣社員の賃金

第4条 (派遣社員の賃金額決定方法)

- 1項) . 対象労働者の基本賃金は、以下の各号に掲げる条件を満たした本協定 別表(1)「協定対象派遣社員の基本賃金テーブル(職種・職務等級別)」の「②. 札幌 基本賃金テーブル(職種・職務等級別)」に記載する額とする。なお基本賃金には基本時給および賞与相当時給を含むものとする
- (一) . 本協定 第3条1項で確認した職種毎の、「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金額」と同等以上であること。
 - (二) . 職務等級は、本協定 別表(2)「協定対象派遣社員の職務等級と職務内容の対応相関表」にある【職種別業務スキルの目安、および各職務等級に求める等級別共通スキルの目安】のとおりとする。
 - (三) . 職務等級は、等級別にその従事する担当職務に要求される「共通スキルの内容」(必要業務スキル)や「職務別難易度」(責任の程度・役職・部下人数・権限範囲)により、対象派遣社員の職務内容を勘案し、「J G 0(ジョブグレード ゼロ)」～「J G 3(ジョブグレード スリー)」までの4区分に分類された等級ランクからそれぞれ適用する。

- ☆ (J G 0) ; (未経験～1年次相当) (能力・経験調整指数 1 0 0 . 0 ～ 1 1 3 . 8)
- ★ (J G 1) ; (1年～3年次相当) (能力・経験調整指数 1 1 3 . 8 ～ 1 2 4 . 8)
- ★★ (J G 2) ; (3年～5年次相当) (能力・経験調整指数 1 2 4 . 8 ～ 1 3 3 . 6)
- ★★★ (J G 3) ; (5年～10年次相当) (能力・経験調整指数 1 3 3 . 6 ～ 1 4 2 . 7)

(四) . 会社は必要に応じて職務等級およびスキルランクの体系を見直す。

第5条 (割増手当)

対象派遣社員の時間外労働・休日労働・深夜労働等の割増手当は「労働基準法」の定めに基づき、派遣社員就業規則に従って支給する。

第6条 (通勤手当)

対象派遣社員の通勤手当は、派遣社員就業規則を基準に札幌「通勤手当支給規定」に従い通勤に要する実費を支給する。

第7条 (退職手当)

対象派遣社員の退職手当は、派遣社員就業規則を基準に札幌「退職金規定」に従い算定支給する。

第8条 (協定対象労働者の公正な勤務評価)

1項) . 対象派遣社員の勤務評価は、原則同一派遣先に継続して6ヶ月を超える勤務実績を維持する派遣社員を対象として行い、評価方法は、派遣社員就業規則に定める方法を準用し、半期毎に行われる勤務評価を活用する。その評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その勤務実績および品質の向上があると認められる場合には、その実績に応じ基本賃金とは別に勤務評価手当を支給する。(※表3)

なお令和6年度より勤務評価の対象となる測定期間を以下のように変更する。

- ・支給月；7月 (7/1時点在籍者) 測定期間； 前年10月～当年3月とする
- ・支給月；12月(12/1時点在籍者) 測定期間； 当年4月～当年9月とする

※表3【勤務評価手当】

勤務評価	勤務評価手当額
S	10,000円/回
A	8,000円/回
B	5,000円/回
C～D	なし

2項) . また前項による年2回の勤務評価の結果、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとし、原則として昇降給については派遣社員就業規則に規定する通り、勤務実績に基づき技能・技術・資格・経験などを相対的に判断し、当該職務等級ランクの

上下限金額を限度として昇降給の範囲を決定し、職務等級および賃金等級の改定を年1回、毎年4月度に実施する。

第9条 (賃金以外の待遇)

教育訓練(次条に定めるものを除く。)および福利厚生、その他の賃金以外の待遇については派遣社員就業規則に定められている場合は、それに従う。

第10条 (教育訓練)

労働者派遣法第30条の2に定める教育訓練は、労働者派遣法に基づき定める「株式会社 札総教育訓練実施計画」に従って着実に実施する。

第11条 (その他)

本協定に定めのないことは、労使で誠実に協議して決定する。

第12条 (有効期間)

本協定の有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第13条 (地域別最低賃金施行による見直しについて)

地域別最低賃金額の変更(引上げ)により「協定対象派遣社員の基本賃金テーブル(職種・職務等級別)」に見直しが必要となる場合、本協定 別表(1)に示す「協定対象派遣社員の基本賃金テーブル(職種・職務等級別)」については、その都度労使間で協定を取り直すものとする

令和 8年 3月 23日

株式会社 札総
代表取締役社長 箱田 浩幸



札総
過半数労働者代表 川村 勲

付則

- 第1条 本労使協定に基づく規定は、令和2年4月1日より実施する。
- 第2条 本労使協定の改正は、令和4年4月1日より実施する。
- 第3条 本労使協定の改正は、令和5年4月1日より実施する。
- 第4条 本労使協定の改正は、令和6年4月1日より実施する。
- 第5条 本労使協定の改正は、令和6年10月1日より実施する。
- 第6条 本労使協定の改正は、令和7年4月1日より実施する。
- 第7条 本労使協定の改正は、令和8年4月1日より実施する。